

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 25 日（金）第3198号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の一部を改正する規則（※） （生活安全企画課取扱い） 1

公 安 委 員 会 規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第 9 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「， 風営適正化法第 8 条」の次に「（同法第31条の23において準用する場合を含む。）」を， 「， 第31条の21第 2 項」の次に「， 第31条の24， 第31条の25」を加える。

別記第 1 号様式から別記第 9 号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

第 号 年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長	
行 政 処 分 上 申 書	
被処分者の住所、氏名及び生 年月日（法人にあつては、名 称及び代表者の氏名）	
営業所の名称及び所在地	
許可・認定・届出番号 許可・認定・届出年月日	
違 反 事 実 の 概 要	
適 用 法 条	
証 拠 資 料	
過去における行政処分の有無 及び行状	
処分に対する警察署長の意見	

備考1 該当しない項目の記載は要しない。

- 2 警備業法に基づく警備員指導教育責任者資格者証，機械警備業務管理者資格者証及び検定合格証明書（以下これらを「証明書」という。）の返納命令に関しては，「許可・認定・届出番号」及び「許可・認定・届出年月日」欄に「証明書番号」及び「証明書年月日」を記載すること。
- 3 風営適正化法に基づく性風俗関連特殊営業（店舗型を除く。）の上申に関しては，「営業所の名称及び所在地」欄に「呼称名及び事務所の所在地」を記載すること。
- 4 風営適正化法第26条第2項又は同法第31条の25第2項の適用に当たっては，「営業所の名称及び所在地」欄に，飲食店営業の「屋号，許可番号及び許可年月日」も併せて記載すること。

第2号様式（第4条関係）

決 定	年 月 日		通 知	年 月 日		通 知 番 号	
公安委員会決裁			通 知 警 察 署 名				
委員長	委 員	委 員					
本 部 長 等 決 裁							
本部長	部 長	参事官	課 長	管理官	理事官等	補 佐	係 長
行 政 処 分 伺 い							
の規定により、下記のとおり処分することとしたいがよろしいか。							
記							
1 被処分者							
住 所		氏 名		生 年 月 日		法 人 名 地 所 在 地	
代 表 者 名		営 業 所 の 名 称		営 業 所 の 所 在 地		許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 番 号	
許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 年 月 日							
2 処分内容							
3 処分理由							

備考1 該当しない項目の記載は要しない。

2 警備業法に基づく警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証及び検定合格証明書（以下これらを「証明書」という。）の返納命令に関しては、「許可・認定・届出番号」及び「許可・認定・届出年月日」欄に「証明書番号」及び「証明書年月日」を記載すること。

3 風営適正化法に基づく性風俗関連特殊営業（店舗型を除く。）の上申に関しては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に「呼称名」及び「事務所の所在地」を記載すること。

4 風営適正化法第26条第2項又は同法第31条の25第2項の適用に当たっては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に、飲食店営業の「屋号、許可番号」及び「許可年月日」も併せて記載すること。

第3号様式（第5条関係）

行 政 処 分 決 定 通 知 書	
署長 殿	鹿公委（ ）第 号 年 月 日 鹿児島県公安委員会 委員長
被処分者	
住 所	氏 名
生 年 月 日	法 人 名
所 在 地	代 表 者 名
営 業 所 の 名 称	営 業 所 の 所 在 地
許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 番 号	許 可 ・ 認 定 ・ 届 出 年 月 日
<p>年 月 日付け 第 号で上申のあった上記 について、 の規定に基づき、 処分 と決定したので、 を交付し、処分を執行されたい。 なお、受領書を被処分者から徴収の上、鹿児島県公安委員会に送達されたい。</p>	

備考1 該当しない項目の記載は要しない。

- 2 警備業法に基づく警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証及び検定合格証明書（以下これらを「証明書」という。）の返納命令に関しては、「許可・認定・届出番号」及び「許可・認定・届出年月日」欄に「証明書番号」及び「証明書年月日」を記載すること。
- 3 風営適正化法に基づく性風俗関連特殊営業（店舗型を除く。）の上申に関しては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に「呼称名」及び「事務所の所在地」を記載すること。
- 4 風営適正化法第26条第2項又は同法第31条の25第2項の適用に当たっては、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」欄に、飲食店営業の「屋号、許可番号」及び「許可年月日」も併せて記載すること。

第 4 号様式（第 5 条関係）

鹿児島県公安委員会達（ ）第 号 年 月 日	
指 示 書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により，次のとおり指示する。	
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
指 示 理 由	
指 示 事 項	
履 行 期 限	

(教示)

この処分について不服があるときは，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし，又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第5号様式（第5条関係）

鹿児島県公安委員会達（ ）第 号 年 月 日	
措 置 命 令 書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により，次のとおり命ずる。	
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
命 令 内 容	
理 由	

(教示)

この処分について不服があるときは，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし，又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第6号様式（第5条関係）

鹿児島県公安委員会達（ ）第 号 年 月 日	
返 納 命 令 書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により，次のとおり の返納を命ずる。	
氏 名	
本 籍	
生 年 月 日	
理 由	

(教示)

この処分について不服があるときは，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし，又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第 7 号様式 (第 5 条関係)

鹿児島県公安委員会達 () 第 号 年 月 日	
営 業 停 止 命 令 書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。	
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
営業停止の範囲	
営業停止の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処 分 の 理 由	

(教示)

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第8号様式（第5条関係）

鹿児島県公安委員会達（ ）第 号 年 月 日	
営 業 廃 止 命 令 書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
の規定により，次のとおり営業の廃止を命ずる。	
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処 分 の 理 由	

(教示)

この処分について不服があるときは，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし，又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

第9号様式（第5条関係）

鹿児島県公安委員会達（ ）第 号 年 月 日	
取 消 処 分 通 知 書 殿	
鹿児島県公安委員会 委員長	
許 可 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 認 定 を 取 り 消 し た の で 通 知 す る。 指 定	
氏 名 又 は 名 称	
住 所	
代 表 者 の 氏 名	
許 可（認 定，指 定）年 月 日	
許 可（認 定，指 定）番 号	
処 分 の 理 由	

（教示）

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

備考 該当しない項目の記載は要しない。

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
(1) 別記第4号様式から第9号様式までに係る改正規定 平成28年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の改正規定 平成28年6月23日

- 2 改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の行政処分について適用し、同日前にされた行政処分については、なお従前の例による。